

広島県告示第二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成三十一年一月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有田薬局	三原市西宮一丁目二番一号	平成三〇年九月二六日
アイケン志和薬局	東広島市志和町七条栴坂松ノ木一六 四三番地二	平成三〇年十一月一日
あいあい歯科クリニック	安芸郡海田町畝二丁目一五番一五号	平成三〇年一〇月三一日